

佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成 26 年 3 月 24 日作成

令和元年 11 月 1 日一部改正

令和 5 年 6 月 13 日一部改正

令和 8 年 8 月 19 日一部改正

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (令和 7 年度)	概ね 5 年後 (令和 12 年度)	概ね 10 年後 (令和 17 年度)
耕地面積(①)	49,200 ha	49,200 ha	49,200 ha
うち担い手が利用する面積(②)	35,685 ha	39,360 ha	39,360 ha
②／①	73 %	80 %	80 %

2 1 以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手に対する農用地の集約化や園芸団地の整備、企業等参入用農地の確保を進めるため、農地中間管理事業を活用しながら、県、市町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、農用地の連担化を図る。

	現在 (令和 7 年度)	概ね 10 年後 (令和 17 年度)
農地の集積・集約化に取り組む地区数	59 地区	158 地区 ^(注1)

＊（注 1）令和 17 年度までの累計値とする。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- （1）担い手への農地の集積・集約を通じ、担い手の効率的かつ安定的な農業経営の実現に資するよう事業を推進する。特に、農業経営基盤強化促進法に基づく地域

計画の区域内において、当該計画の実現に向けた農地の集積・集約化の取組を重点的に推進する。

- (2) 平坦地域においては、認定農業者や集落営農組織・法人等の担い手への集積が進んでいる一方、大規模経営体などでは分散錯圃があることから、農地中間管理機構を活用し、農地の交換等を段階的かつ計画的に進め、農作業の効率化や一層のコスト削減を図る。

中山間など農地の受け手が不足している地域では、新規就農者等の担い手対策や、外部地域などからの企業・法人の参入・規模拡大といった多様な担い手の確保、地域の将来ビジョンに基づく樹園地の流動化等の取組と連動し、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進し、農地の円滑な継承や効率的利用を図る。

また、農山漁村振興交付金等を活用してゾーニングを推進し、再生利用が望めない遊休農地など将来的に農業経営を行うことが困難な農地については、非農用地化の取組を推進する。

- (3) 園芸団地の整備や企業・法人等の参入・規模拡大の推進、トレーニングファーム等を活用した新規就農対策など、各地域における多様な取組を支援するため、農地中間管理機構による農地の中間保有等を行う。

- (4) 基盤整備事業の予定地区において、当該事業に関する事前の情報交換や調整を関係機関と行い農地中間管理事業との一体的な推進を図る。

- (5) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため「農地集約化促進事業」などの各種補助事業や制度等の周知・徹底を図る。

4 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理機構は、次の事項を踏まえた農地中間管理事業規程等に基づき、実施するものとする。

- (1) 農地中間管理機構が取り扱う農用地等の基本的考え方

農地中間管理機構は、地域の農業振興上、将来にわたって安定的に農業に活用されることが確実な農用地等を対象として、農地中間管理権を取得する。

(2) 農地中間管理機構業務の委託

農地中間管理機構は、事業を円滑に進めていくため、機構業務のうち必要な業務について、市町等に委託できるものとする。

(3) 地域計画の達成に資するよう農用地利用集積等促進計画の策定による貸付先の決定

農地中間管理機構は、地域計画が策定された区域内において、当該計画の達成に資するよう、農用地等の受け手に対し、農用地利用集積等促進計画の策定による農用地等の貸付先を決定する。

地域計画の区域外では、農業委員会の要請等による促進計画の案が提出された場合に貸付を行うことを基本とする。

(4) 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応じるための体制

農地中間管理機構の事務所に相談及び苦情に応じる窓口を設置し、ホームページ等を通じて周知するものとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

県、機構、市町、農業委員会、農協等の関係機関は、農地中間管理事業の効果を十分に発揮させるため、農地中間管理事業の内容等について、農業者等に対し、周知徹底を図るものとする。

中山間地域における農地集積・集約化を進めるために、中山間地域に関する各種施策と連動して、農地中間管理事業を推進する。

6 地方公共団体、農地中間管理機構、日本政策金融公庫等の連携及び協力

農地中間管理機構は、県、市町、農業委員会、農協、公庫など関係機関と密接な連携・協力の下に農地中間管理事業を積極的に実施するものとする。